

## 報告事項 平成30年度事業計画及び予算事業計画

### 〔1〕公益目的事業

#### I 登山振興事業（公益目的事業1）

定款第4条第1項に定める本会事業は多岐に渡っているため、同条第2号から第5号に定める山岳研究調査及び山岳環境保全事業を除く事業を登山振興事業として一つにまとめた。主な内容は下記のとおりである。

秩父宮記念山岳賞表彰事業、海外登山隊への助成事業、機関誌「山岳」(第百十三年)ほかの図書の刊行は従来どおりであるが、特に7年目となる若年会員の入会促進対策として展開している YOUTH CLUB 事業(登山講習会の開催、冬山天気予報の配信及び日・中・韓学生交流登山の実施等)に力を入れ、予算措置をしている。幸いにして会員の老齢化が YOUTH CLUB の活動によって緩和の傾向となっている状況が伺える。

また、国民の祝日「山の日」の実施にともない、関連する事業の推進体制の充実を図ることとする。

#### II 山岳研究調査事業（公益目的事業2）

定款第4条第1項に定める本会事業は多岐に渡っているため同条同項第2号及び第5号にかかわる事業の内、山岳研究調査にかかわる事業の一つにまとめた。主な内容は下記のとおりである。

山岳研究の基地としての「上高地山岳研究所」の積極的活用に加え、東京の事務所内に開設している「山岳図書館」について、その運営を担っている「図書委員会」による山岳図書館のより効率的な運営の下、会員外の方々を含む利用者の拡大を通じて山岳図書研究の推進していく。

#### III 山岳環境保全事業（公益目的事業3）

定款第4条第1項第5号にかかわる山岳環境保護及び保全事業の一つにまとめた。主な内容は下記のとおりである。

東京多摩における「高尾の森づくり事業」、東海地区の「猿投の森づくり事業」をはじめとする全国11支部で実施されている森づくり事業を推進し、より全国的な規模での展開を目指していく。

また、全国自然保護集会等のシンポジウムの開催を通じて広く山岳環境の保全の必要性を訴え、登山愛好者としてのフィールドとしての山岳地域における環境の維持・保全を期す。

### 〔2〕会員向け事業

会員を対象とした会員のための事業としては、概ね下記の事業を実施する。

- 1 会員を対象に定期的に登山活動を指導する(詳細は別表に記載)。
- 2 会員相互の文化的活動の支援を行なう。
- 3 会員向けに日本山岳会ロゴ入り登山用具の頒布を行う。
- 4 会員向け山岳傷害保険の斡旋を行う。
- 5 会報「山」の発行(No.875～No.886)。
- 6 会員向けに上高地山岳研究所を研究基地として開放する。
- 7 入会検討者への説明会の開催、新入会員オリエンテーションの開催

### 〔3〕法人管理

平成28年3月には、全国33番目の支部としての「神奈川支部」が設立され、全国の支部化推進の観点から、支部事業委員会による支部運営等の応援体制を確立する。その一環として従来総会の前に短時間、開いていた支部長会議を廃止し、平成26年度から9月に全国支部会議を設定し、情報交換を密にする中で組織運営の充実を図っている。ま

た、委員会についても、「公益法人運営委員会」の充実を図り、今般の法人改革関連法が求める法人としてのコンプライアンスの徹底とガバナンスの確立の一環として引き続き各種規程類の整備及び支部会計の適正化等を図り、公益法人として、確実な運営を期す。

## 1 業務執行体制

### (1) 財政基盤の確立

本会の会費収入は平成 14 年度には 6800 万円を超えて現在までの最大を記録したが、平成 28 年度には 5200 万円と 1600 万円の減少となっており、通常業務の維持が困難になりつつある。この状況を打破するため、会員増強と支部活性化のための様々な対策を講じて来た。この間、YOUTH CLUB などの施策によって若手の会員の入会者が増えて会員減少に歯止めがかかったことは事実である。しかし、会の多数を高齢者が占めることによって、会費免除の永年会員の増加により、会の財政状況の悪化には歯止めはかからず、むしろ、悪化してきている。このような状況を打破するため、28 年度から準会員制度を導入している。さらに永年会員には寄付のお願いをするなどの方策を進めている。また、一部の支部で取り組んでいる登山教室、会友制度は会員増加に有効な方策であることは実証されており、これら具体策を視野に入れ会員増強の検討を進める。

### (2) 内部管理機能の充実

各委員会は理事会の指導のもとに、本会が行っている諸活動の中核的役割を担っており、既存各委員会の活動がマンネリ化に陥らないよう注意喚起する中で、活動の活性化を図る。また、「改革事業推進委員会」の充実を図り、法人改革関連法が求める公益法人としてのコンプライアンスの徹底とガバナンスの確立の一環として各種規程類の整備及び支部会計の適正化等を図る。

### (3) 支部運営体制の充実

本会には 27 年度末で 33 支部が設立されているが、全国を網羅するには未だ不十分であり、会員が活動する基盤としての機能を十分果たしているとは云えない。特に関東地方において支部の充実が要請されていたが、神奈川支部が設立され首都圏会員の活動が活発になると期待される。支部事業委員会設立以降活動が不活発であった支部も次第に公益法人にふさわしい活動が行われるようになっており、30 年度には支部運営等の応援体制の一層の充実を図る。

## 2 寄付金募集についての周知

平成 24 年 4 月に公益社団法人に移行して以降、本会への寄付が増加している。さらに平成 25 年 10 月に税額控除対象法人としての証明を取得することができた。これにより、一層寄付金を受ける環境が整うこととなった。

寄付金や助成金は、新規事業への取り組みなど本会の社会的存在意義の明確化、ひいては会員増強の要因と考えられるため各会員及び一般への寄付金税制の周知を図り、一層の寄付金獲得に務める。平成 30 年度は税額控除証明の更新年度であり、所定の手続きを進める。

## 3 事務処理の効率化

事務処理の増大に対応するため、会員管理システムの更新、本会会費の銀行口座からの自動引き落とし制度の推進などにより、事務処理の効率化を図る。